

## セーフティネット認定について【5号】様式第5①～⑥

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

**【認定要件】** 以下、すべてを満たすことが必要です。

- (1) 宜野湾市内に主たる事業所を有すること（法人の場合は本店所在地であること。）
- (2) 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同期比で5%以上減少していること  
※指定業種は3カ月に一度見直しが行われます。産業政策課HPまたは中小企業庁HPでご確認ください。

認定要件に該当する場合は、下記の必要書類をそろえて申請してください。

■必要書類（法人）		
<input type="checkbox"/>	1. 認定申請書	※様式は宜野湾市産業政策課ホームページからダウンロードできます。
<input type="checkbox"/>	2. 売上高推移表	
<input type="checkbox"/>	3. 各月の売上高が確認できる資料 （2. 売上高推移表の根拠となるもの） <u>※コピーをご提出ください。</u> <u>※会社名、代表者名を記入してください。</u>	<p><b>直近1カ月の売上高</b> ※原則、申請月の前月です。 試算表、勘定科目残高一覧、売上台帳、元帳など</p> <p><b>過去の売上高</b> 損益計算書、法人事業概況説明書など</p> <p>-----</p> <p>※以下申請書の場合は、主たる業種(または指定業種)と企業全体の各売上高が確認できる資料が必要です。 様式第5(イ)-②、③、⑤、⑥</p>
<input type="checkbox"/>	4. 履歴事項全部証明書（発行から3カ月以内のもの） <u>※コピーをご提出ください。</u>	

■必要書類（個人事業主） ※不動産収入のある方は事業収入と合算して計算する必要があります。		
<input type="checkbox"/>	1. 認定申請書	※様式は宜野湾市産業政策課ホームページからダウンロードできます。
<input type="checkbox"/>	2. 売上高推移表	
<input type="checkbox"/>	3. 各月の売上高が確認できる資料 （2. 売上高推移表の根拠となるもの） <u>※コピーをご提出ください。</u> <u>※会社名、代表者名を記入してください。</u>	<p><b>直近1カ月の売上高</b> ※原則、申請月の前月です。 試算表、勘定科目残高一覧、売上台帳、元帳など</p> <p><b>過去の売上高</b> 月別売上高が確認できる帳簿など 青色申告の場合は青色申告決算書(P2・月別売上金額)</p> <p>-----</p> <p>※以下申請書の場合は、主たる業種(または指定業種)と企業全体の各売上高が確認できる資料が必要です。 様式第5(イ)-②、③、⑤、⑥</p>
<input type="checkbox"/>	4. 会社概要 （業種・事業所住所が確認できる書類） <u>※コピーをご提出ください。</u>	<p>①直近の所得税の確定申告書（第一表） ※收受印のあるもの、電子申告の場合は受付日の印字があるもの</p> <p>②下記のうちいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業開業届出書</li> <li>・営業許可証・各種登録証</li> <li>・所得税収支内訳書(一般用)または所得税青色申告決算書(P1)</li> </ul> <p>※事業所所在地の記載があるもの</p>

その他、申請状況に応じて、別途書類提出をお願いすることがあります。

※留意事項

- ① 前年同期のいずれかの月に新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後の期間が含まれる場合の比較対象月について

認定における売上高は、災害・事象等が発生した以前と比較することになっています。

前年同期のいずれかの月に同感染症の影響を受けた後の期間が含まれる場合、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前（前々年）同期の月を比較対象とします。

例1：申請月が令和5年6月、同感染症の影響を受けたのが令和2年2月以降の場合

(1)令和5年5月と令和1年5月の売上高

(2)令和5年5月、6月（見込）、7月（見込）の3カ月間の売上高合計と、令和1年5月、6月、7月の3カ月間の売上高合計です。

※(1)(2)ともに20%以上減少していることが要件です。

例2：申請月が令和5年6月、同感染症の影響を受けたのが令和2年6月以降の場合

(1)令和5年5月と令和2年5月の売上高

(2)令和5年5月、6月（見込）、7月（見込）の3カ月間の売上高合計と、令和2年5月、（前々年）令和1年6月、（前々年）令和1年7月の3カ月間の売上高合計です。

※(1)(2)ともに20%以上減少していることが要件です。

令和2年6月以降同感染症の影響を受けている場合は、それ以降の売上は比較対象になりません。

- ② 認定とは別に、金融機関および信用保証協会による審査があります。
- ③ 認定の有効期間内（認定書発行の日から起算して30日）に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込を行うことが必要です。
- ④ 認定書交付までに1週間程度かかることがあります。時間に余裕をもってお申し込みください。

※不明な点がございましたらお問い合わせください。

宜野湾市 市民経済部 産業政策課 098-893-4464